

○法務省令第 号

不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）を実施するため、不動産登記規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年 月 日

法務大臣 鈴木 馨祐

不動産登記規則の一部を改正する省令

不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(裁判所への通知)</p> <p>第八十七条 登記官は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、管轄地方裁判所にその事件を通知しなければならない。</p> <p>一 法第六十四条の規定により過料に処せられるべき者があることを職務上知ったとき（登記官が法第七十六条の二第一項若しくは第二項、第七十六条の三第四項又は第七十六条の五の規定による申請をすべき義務に違反した者に対し相当の期間を定めてその申請をすべき旨を催告したにもかかわらず、その期間内にその申請がされないときに限る。）。</p> <p>二 「略」</p>	<p>(裁判所への通知)</p> <p>第八十七条 登記官は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、管轄地方裁判所にその事件を通知しなければならない。</p> <p>一 法第六十四条の規定により過料に処せられるべき者があることを職務上知ったとき（登記官が法第七十六条の二第一項若しくは第二項又は第七十六条の三第四項の規定による申請をすべき義務に違反した者に対し相当の期間を定めてその申請をすべき旨を催告したにもかかわらず、その期間内にその申請がされないときに限る。）。</p> <p>二 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

## 附 則

この省令は、民法等の一部を改正する法律（令和二年法律第二十四号）附則第一条第三号に掲げる規定（同法第二条中不動産登記法第百十九条の次に一条を加える改正規定及び同法第二百二十条第三項の改正規定を除く。）の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。